

○追手門学院大学学生相談室規程

昭和50年11月10日

制定

(設置)

第1条 追手門学院大学(以下「大学」という。)の学生支援部に学生相談室(以下「相談室」という。)を設置する。

(目的)

第2条 相談室は、学生が当面する学生生活上の個人的問題について相談に応じ、助言することを目的とする。

(業務)

第3条 相談室は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 学生相談
- (2) 心理的な緊急事例に対するケア
- (3) 学生相談に関する研究、調査及び広報活動
- (4) メンタルヘルスの維持・増進に係る保健室との連携
- (5) その他相談室に関すること。

(組織)

第4条 相談室に、室長を置き、次の者をもって組織する。

- (1) 相談員
- (2) 相談医
- (3) 緊急ケア担当者
- (4) 事務職員

2 室長は、大学専任教員の中から、常任理事会の議を経て、学長が任命する。ただし、任期は2年とし、再任を妨げない。

3 室長が年度の途中で任命された場合は、前項の定めにかかわらず、就任した年度の翌年度の4月1日から起算して2年を経過する日までを任期とする。

4 相談員及び相談医は、学生相談に適任と認められる学内外者から室長が推薦し、学長が委嘱する。

(運営)

第5条 相談室の運営については、学生支援委員会で協議する。

(守秘義務)

第6条 学生相談に関する個人の秘密については、これを厳守しなければならない。

附 則

この規程は、昭和50年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、1995年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2014年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に室長である者は、引き続き室長として在任し、任期満了の日までその職務を執行するものとする。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。